

和泉情審答申第 7 号  
平成23年 3 月24日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市情報公開審査会  
会長 松田 聡子

### 情報の公開の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成23年1月19日付け諮問第2号で諮問のありました情報の公開の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申いたします。

#### 1 審査会の結論

実施機関は、本件の情報公開請求に対応する公文書につき、非公開と決定した被処分職員に関する情報のうち、別表に掲げる部分（被処分職員の氏名）を除き公開するべきである。

#### 2 異議申立ての内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、異議申立人が市長に求めた「平成15、16、17年の市長及び助役の給与減額の原因となった案件の詳細及び職員処分の内容の関係書類一式」の情報公開請求について、市長が被処分職員の所属、役職及び氏名を非公開とする部分公開決定を行ったことに対して、当該決定を取り消して非公開部分の公開を求めるものである。

#### 3 異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- （1）被処分者の所属、役職、氏名は条例第6条第1項第2号ただし書工（公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報）に該当するため、公開するべきである。
- （2）本件で公開を受けた文書には「在職当時における公務上の収賄容疑」等と明記されているにもかかわらず、懲戒処分に関する情報は職務の遂行に係るものではないという実施機関の主張は、矛盾している。
- （3）市の発行している情報公開事務の手引きには、公務員の職に関する情報は、その職務遂行に関する情報と不可分の要素であり、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするために、これらを明らかにする意義は大きいと明記されている。
- （4）正しい職務に関する情報は上記のとおり原則公開であるが、正しくない職務に関する情報も市民に公開されるべき社会的要請がある。
- （5）本件情報公開請求の対象となった職員処分の日からすでに相当の年月が経過しているが、賞罰というものは生涯消えるものではない。不正な職務をした場合は、何年経過し

ようと氏名等を公表され続けるということを示すことで、職員の不正を防止する抑止力となる。

以上のとおり、実施機関の行った部分公開決定は取り消されるべきである。

#### 4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件不服申立てについて、棄却することが妥当であるとの答申を求める。
- (2) 本件の情報公開請求に対して、被処分者の所属、役職及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるため、条例第6条第1項第2号に基づき、部分公開決定を行った。
- (3) 条例第6条第1項第2号ただし書工にいう職務遂行情報とは、行政機関の一員としてその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報のことを言い、本件の職員処分に関する情報のうち被処分者の所属、役職及び氏名は、職員個人の収賄行為に対して行った懲戒処分に関する情報であり、職務の遂行に係るものとは言えないため、条例第6条第1項第2号工には該当せず、部分公開は正当である。
- (4) 本件情報公開請求に係る被処分職員は、刑事的な処分のほか、当時の新聞等に氏名等が公表されることで一定の社会的な制裁を受けたものである。本件に係る事件からは、既に5年以上が経過し、処分の内容を公表すべき社会的要請は低下しているものであるが、一方で被処分職員の個人情報を守るべき必要性は高まるものである。今、もし氏名等を公開することとなれば、被処分者の平穏な生活を侵害し、再び罰を与えることになりかねない。

以上のとおり、実施機関が行った部分公開決定は、妥当なものである。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件請求に対応する公文書について

実施機関は、本件請求に対応する公文書として次の2件を特定した。

(ア) 平成15年、企業誘致に関連し、収賄を受けた容疑で逮捕・起訴された職員の処分に関する一件書類

(イ) 平成17年、ごみ収集業務委託に関連し、収賄を受けた容疑で逮捕・起訴された職員の処分に関する一件書類

上記公文書は、それぞれ職員の処分に関する起案文書、訓告書、嚴重注意書、処分説明書からなり、それらに含まれる情報として被処分者の所属、職名、氏名のほか、起案者の氏名、決裁日、事犯と処分に至る経過、処分者(市長)、処分の種類及び程度、処分発令日、処分の理由等がある。

実施機関は、これらの情報のうち被処分者の所属、役職及び氏名について、条例第6条第1項第2号に該当するとして当該部分を非公開とする部分公開決定を行ったものである。

なお、異議申立人は平成16年の市長及び助役の給与減額となった案件についても情報公開請求しているが、実施機関の説明によれば、この案件は当時の市長のみに係る事案であり、一般職員を処分していないため、市議会ホームページで公開している議事録のうち、市長の給与減額に関する部分を抜粋したものを情報提供したものである。

(2) 本件決定の妥当性について

本件異議申立てにおいては、被処分職員の所属、役職及び氏名が条例第6条第1項第2号ただし書に該当するかが争点となっている。以下この点について検討する。

条例第6条第2号ただし書は、個人に関する情報であっても、公務員の職に関する情報は、その職務遂行に関する情報と不可分の要素であり、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするために、公開とする旨を規定している。

実施機関は、この点について、懲戒処分に関する情報は職務の遂行に係るものとは言えないため、当該条項には該当しないことを主張している。しかし、この主張を採用することはできない。私事における事件等明らかに職務遂行とは関係のない案件に関する処分の情報と、贈収賄のように職務遂行を前提とした事件に関する処分の情報は、全く異なるものであって、一口にすべてが職務遂行情報に当たらないと言い切ることはできないからである。

審査会としては、被処分職員の当該処分に関する情報が職務遂行情報に該当するか、また、該当する場合どの範囲の情報を公開するべきかの判断に当たっては、事件の内容・程度、社会的影響等を考慮して、職員の職務遂行情報として公開すべき社会的要請やその他の事情と被処分職員の個人情報として保護すべき利益とを比較衡量し、個別具体的に判断を行わなければならないものとする。

本件で情報公開の対象となった情報は、いずれも公務上の収賄で逮捕・起訴された案件であり、新聞等で報道されるなど社会的な影響も少なからずあったと認められる。また、収賄は、公務員の職務遂行を前提とする犯罪行為であり、これに関する情報、つまり、どの機関でどのような事業に関連して贈収賄が起り、どのような立場のどのような職員が関わり、どのような処分を受けたかといった情報は、職務遂行情報ではないということではできず、むしろ市の諸活動に関する情報としてこれらを明らかにしなければならない社会的要請は高い。

また、こうした職務上の不正を公開とすることは、職員に対し不正を事前に防止するという抑止力を持つことも期待されるものである。

一方で、本件公開請求に係る職員処分は既に5年以上の年月が経過しているものであり、当該事件の認知度や上記の社会的要請は薄れているとともに、被処分職員の権利利益を守る必要性は高まっていると考えることが相当である。また、被処分職員は当時、新聞等に氏名を含む個人情報が掲載されることで一定の社会的な制裁を受けたのであり、現在再び公開することになれば、再び社会的な制裁を与えてしまうことになりかねない。

以上のような事実関係を比較衡量した結果、審査会としては、実施機関が非公開と判断した部分について、市民が公務上の贈収賄を把握するために不可欠な要素である所属

及び役職を公開とし、他方で個人情報で最も基本的な事項に関する情報である氏名は非公開とすることが妥当であると判断するものである。

## 6 結論

以上のとおりであるから、本件異議申立ては、実施機関が非公開と決定した被処分職員の情報のうち、別表に掲げる項目を除く部分について理由があり、当該部分を公開するべきであるので、「1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

## 別表

本件請求に対応する公文書のうち、なお非公開とするべきであると決定したもの

区分	非公開とするべき部分
平成15年8月20日付け起案文書に関する一件	
起案文書	被処分職員の氏名(4名分、5か所)
厳重注意書(案)	被処分職員の氏名(2名分、3か所)
訓告書(案)	被処分職員の氏名(2名分、3か所)
訓告書(案)	被処分職員の氏名(2名分、3か所)
平成15年9月11日付け起案文書(懲戒免職処分)に関する一件	
起案文書(表面)	被処分職員の氏名(2名分、6か所)
起案文書(裏面)	被処分職員の氏名(2名分、6か所)
処分説明書	被処分職員の氏名(2名分、2か所)
平成15年9月11日付け起案文書(戒告処分)に関する一件	
起案文書	被処分職員の氏名(4名分、7か所)
処分説明書(戒告)	被処分職員の氏名(3名分、3か所)
処分説明書(戒告)	被処分職員の氏名(3名分、3か所)
平成17年2月8日付け起案文書に関する一件	
起案文書(表面)	被処分職員の氏名(1名分、1か所)
起案文書(裏面)	被処分職員の氏名(1名分、2か所)
処分説明書(処分の種類及び程度が懲戒免職であるもの)	被処分職員の氏名(1名分、1か所)
処分説明書(処分の種類及び程度が減給であるもの)	被処分職員の氏名(2名分、2か所)

## (参考) 情報公開請求・異議申立ての経過

日付	処理内容
平成22年12月14日	情報公開請求
12月28日	部分公開決定
同日	異議申立て
平成23年1月19日	諮問書の受理

2 月 1 0 日	弁明書の受理
2 月 1 4 日	反論書の受理
2 月 2 5 日	審査会招集 ・実施機関の弁明陳述、質疑応答 ・異議申立人の意見陳述、質疑応答 ・答申案審議
3 月 2 4 日	実施機関への答申